平成２８年（フ）第１８号
北海道旭川市10条通20丁目１番５号、商業登記簿上の本店所在地北海道旭川市東光15条３丁目６番18号
破産者　有限会社鮮魚曾根
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１３号
神奈川県相模原市緑区橋本台２丁目11番13号
破産者　有限会社ジェイテック
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４１４号
東京都町田市相原町1715番地１
破産者　池口　昌隆
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４１５号
東京都町田市相原町1715番地１
破産者　池口　千晴
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４６４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2255番地２
破産者　吉野　　晃
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４８４号
東京都八王子市狭間町1917番地
破産者　松宮　誠一
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４９３号
東京都西東京市東町１丁目５番１号毎日新聞保谷販売所
破産者　小林　孝幸
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５１３号
東京都八王子市泉町1911番地184
破産者　カタオカ　メリージェン　リオラツグ
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７７号
静岡県沼津市高砂町８番地の５　ヴィラメゾンＴＡＫＡＳＡＧＯ205号
破産者　有限会社日勝設備工業
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目11番20号
破産者　株式会社エクセルインターナショナル
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
静岡県浜松市東区有玉台３丁目18番13号
破産者　株式会社エテルノ東海
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１９６号
静岡県浜松市中区東伊場１丁目３番１号３階
破産者　ブラックプール株式会社
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
三重県鳥羽市鳥羽２丁目７番40号
破産者　奥村　雅紀
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第２７４号
京都市上京区千本通竹屋町上る主税町1209番地
破産者　有限会社がんばれお好み焼き
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２０号
和歌山県新宮市王子町２丁目４番５号
破産者　有限会社廣里商事
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２７年（フ）第４７５号
岡山市北区御津野々口1366番地、旧住所岡山市北区田中102番地103アスク田中201号
破産者　花房　広和
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
山口県周南市遠石１丁目４番62の201号
破産者　佐藤工業株式会社
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第４３号
愛媛県西条市三津屋東９－１
破産者　株式会社ナシュア
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３３号
高知県高岡郡津野町船戸1425番地
破産者　日本ウエルネス株式会社
１　決定年月日　平成28年９月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所須崎支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６２号
長崎県佐世保市小島町２番11号
破産者　浦　　正嗣
１　決定年月日　平成28年９月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
茨城県つくば市北条4268番地１、前住所茨城県つくば市神郡368―５
破産者　飯田　秀雄
１　決定年月日　平成28年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係